

# ハトマークの使用に関する規約

(ハトマークの定義)

第1条 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「本協会」という。）のシンボルマークであるハトマークとは、上方を赤、真ん中を白、下方を緑とし、二羽のハトの重なりを図案化したものをいう。その意味は、赤が太陽、緑が大地、白が取引の公正さを表わし、二羽のハトの重なりは、公衆と会員業者の信頼と繁栄を表現したものである。

(目的)

第2条 本規約は、ハトマークを保護することにより、本協会の名誉と信頼及びハトマークの使用をする者の業務上の信用の維持を図り、あわせて公衆の利益を保護することを目的とする。

(ハトマークの使用)

第3条 「ハトマークの使用」とは、ハトマークを看板類、印刷物、標章等に用いて、宣伝及び広告あるいは取引に利用する行為をいう。

(ハトマーク使用権者)

第4条 ハトマークの使用は、本協会会員に限る。

(使用権喪失)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、ハトマークの使用権を喪失する。

- (1) 本協会会員の身分を喪失した者。
  - (2) 本協会会員権の一時停止処分を受け、その期間中の者。
- 2 前項により使用権の喪失した者は、直ちにハトマークを除去し、業務に係わる物品、及び宣伝、広告手段にハトマークを一切使用してはならない。

(不正使用に対する措置)

第6条 前条第2項の義務を怠り、ハトマークの不正使用が行われている場合、本協会会長は、当該会員が所属する、あるいは所属していた支部長に命じ、その者に対し、ハトマークの使用を差し止め、ハトマークの除去を勧告するものとする。

- 2 前項の勧告をなし、14日を経過するも、ハトマークの不正使用が行われている場合、本協会会長は、その者に対し、法的措置を行うことができる。

(ハトマークの変更禁止)

第7条 シンボルマークの使用にあたり、マークの図形、色彩、文字に本会の許可なく変更を加えて用いてはならない。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年8月8日から施行する。